

最上保健所長 殿

管理者 住所
氏名

印

エックス線装置等変更届

下記のとおりエックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）に関する届出事項の一部を変更したから（変更するから）届け出ます。

記

1 名 称	
2 開設の場所	電話 ()
3 変更した理由 (変更しようとする)	

4 変更した（変更しようとする）事項

内 容	変 更 前	変 更 後

5 変更（予定）年月日 年 月 日

備考

- 1 この様式により、変更した（変更しようとする）時に届出を要する事項は、次のとおりである。
 - (1) エックス線装置に関する次の事項
 - イ 装置の製作者名、型式又は台数
 - ロ 高電圧発生装置の定格出力
 - ハ 装置、エックス線診療室のエックス線障害の防止に関する構造設備又は予防措置の概要
 - ニ エックス線診療に従事する者の氏名及びエックス線診療に関する経歴
 - (2) 診療用高エネルギー放射線発生装置に関する次の事項
 - イ 装置の製作者名、型式又は台数
 - ロ 装置の定格出力
 - ハ 装置、使用室の放射線障害の防止に関する構造設備又は予防措置の概要
 - ニ 装置を使用する者の氏名及び放射線診療に関する経歴
 - (3) 診療用放射線照射装置に関する次の事項
 - イ 装置の製作者名、型式又は個数
 - ロ 装備する放射性同位元素の種類及びベクトル単位をもつて表わした数量
 - ハ 装置、使用室、貯蔵施設、運搬容器又は装置により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害の防止に関する構造設備又は予防措置の概要
 - ニ 装置を使用する者の氏名及び放射線診療に関する経歴
 - (4) 診療用放射線照射器具に関する次の事項
 - イ 器具の型式又は個数
 - ロ 装備する放射性同位元素の種類及びベクトル単位をもつて表わした数量
 - ハ 器具の使用室、貯蔵施設、運搬容器又は器具により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害の防止に関する構造設備又は予防措置の概要
 - ニ 器具を使用する者の氏名及び放射線診療に関する経歴
 - ホ 装備する放射性同位元素の物理的半減期が30日以下の器具を備えている場合にあつては、ベクレル単位をもつて表わした放射性同位元素の種類ごとの最大貯蔵予定数量又は1日の最大使用予定数量
 - (5) 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素に関する次の事項
 - イ ベクレル単位をもつて表わした診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類ごとの最大貯蔵予定数量、1日の最大使用予定数量及び3月間の最大使用予定数量
 - ロ 診療用放射性同位元素の使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の使用室、貯蔵施設、運搬容器、廃棄施設又は同位元素により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害の防止に関する構造設備又は予防措置の概要
 - ハ 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する医師又は歯科医師の氏名及び放射線診療に関する経歴
 - (6) 放射性同位元素装備診療機器に関する次の事項（ニの事項にあつては、放射線を人体に照射する機器を有する場合に限る。）
 - イ 機器の製作者名、型式又は台数
 - ロ 装備する放射性同位元素の種類及びベクレル単位をもつて表わした数量
 - ハ 使用室の放射線障害の防止に関する構造設備又は予防措置の概要
 - ニ 機器を使用する者の氏名及び放射線診療に関する経歴
- 2 変更した（しようとする）事項は、設置届（別記様式第18号から別記様式第22号までの該当する事項）に準じて記載すること。
- 3 1の(1)のハ、(2)のハ、(3)のハ、(4)のハ、(5)のロ又は(6)のハに掲げる事項の変更の場合は、平面図及び側面図（変更前及び変更後の平面図及び側面図で、変更箇所を明示したもの）を添付すること。
- 4 1の(1)のニ、(2)のニ、(3)のニ、(4)のニ、(5)のハ又は(6)のニに掲げる事項の変更の場合は、免許証を提示し、又はその写しを添付すること。

エックス線装置

変更前

製作者名	形式	用途	台数	設置場所	高圧発生装置の定格出力			
					変圧器式		蓄方式	
					連続	短時間	等価容量	最高充電電圧
					kVp mA	kVp mA	μ F	kV

変更後

製作者名	形式	用途	台数	設置場所	高圧発生装置の定格出力			
					変圧器式		蓄方式	
					連続	短時間	等価容量	最高充電電圧
					kVp mA	kVp mA	μ F	kV

5 エックス線装置の防護

エックス線管の容器及び照射筒	利用線 以外のエ ックス線 量（空気 カーマ率 ）	定格管電圧50キロボルト以下の治療用（抵触可能表面から5センチメートルの距離）	ミリグレイ/時
		定格管電圧50キロボルトを超える治療用 （1） エックス線管焦点から1メートルの距離 （2） 接触可能表面から5センチメートルの距離	（1） ミリグレイ/時
			（2） ミリグレイ/時
		定格管電圧125キロボルト以下の口内法撮影用（エックス線管焦点から1メートルの距離）	ミリグレイ/時
		上記以外の装置（エックス線管焦点から1メートルの距離）	ミリグレイ/時
		コンデンサ式高電圧装置（充電状態の照射時以外で接触可能表面から5センチメートルの距離）	マイクログレイ /時
利用線の総過 となる附加過板 （アルミニウム当量）	定格管電圧70キロボルト以下の口内法撮影用		ミリメートル
	定格管電圧50キロボルト以下の乳房撮影用		ミリメートル （モリブデン当量） ミリメートル
	輸血用血液照射、治療用及び上記以外の装置		ミリメートル
透視用装置	透視中の患者への入射線量率（空気カーマ率）	利用線の中心	ミリグレイ/分
		連続した手動操作のみで作動し、作動中連続した警告音等を発する高線量率透視制御を備えた装置	ミリグレイ/分
	警告音等を発する透視時間積算タイマー		有 ・ 無
	エックス線管焦点皮膚間距離が30センチメートル以上（手術中に使用する装置については20センチメートル以上）になる装置又は当該皮膚焦点間距離未満で照射することを防止するインターロック		有 ・ 無
	受像面を超えないよう照射野を絞る装置		有 ・ 無
	受像器を通過したエックス線の空気カーマ率（接触可能表面から10センチメートルの距離）		マイクログレイ /時
	最大受像面を3センチメートルを超える部分を通過したエックス線の空気カーマ率（接触可能表面から10センチメートルの距離）		マイクログレイ /時
	利用線以外のエックス線を有効に遮へいする装置		有 ・ 無

撮影用装置（胸部集検用間接撮影装置を除く。）	受像面を超えないよう照射野を絞る装置（CT装置を除く。）		有 ・ 無
	エックス線管焦点皮膚間距離（骨塩定量分析装置を除く。）	定格管電圧が70キロボルト以下の口内法撮影用	センチメートル
		定格管電圧が70キロボルトを超える口内法撮影用	センチメートル
		歯科用パノラマ断層撮影装置	センチメートル
		移動型及び携帯型装置	センチメートル
		CT装置	センチメートル
		乳房撮影用（拡大撮影の場合）	センチメートル
		上記以外の装置	センチメートル
移動型及び携帯型装置並びに手術中に使用する装置（エックス線管焦点及び患者からの操作距離）		メートル	
胸部集検用間接撮影装置	受像面を超えないよう照射野を絞る装置		有 ・ 無
	受像器の一次防護遮へい体（接触可能表面から10センチメートルの距離における空気カーマ率）		マイクログレイ ／1ばく射
	被照射体の周囲（箱状遮へい物から10センチメートルの距離における空気カーマ率）		マイクログレイ ／1ばく射
治療用装置	過板引抜時のインターロック		有 ・ 無

6 エックス線診療室等

エックス線装置の1週間当たり延べ使用時間					時間／週		
使用室					操作室		その他の防護設備の概要
室名	平面図上の位置	面積	画壁の防護（鉛当量）		平面図上の位置	面積	
			利用線錐の方向	利用線錐の方向以外			
		m ²	mm	mm		m ²	
防護省略の部分							

7 エックス線診療に従事する者の氏名及びエックス線診療に関する経歴

氏名	職種	エックス線診療に関する経歴

備考

- 1 エックス線診療室、操作室の平面図及び側面図を添付すること。
- 2 1の平面図及び側面図には、エックス線管から天井、床及び周囲の画壁等の外側までの距離、照射方向、管理区域、標識等を明示すること。また、天井、床及び周囲の画壁等の外側における実効線量を測定のうち、その値を明示すること。
- 3 エックス線診療に従事する者の免許証を提示し、又はその写しを添付すること。